

# 育ててくれた

## 故郷を守るためにも行動を

西予市在住  
原告 大池ひとみ

今月初めに母の七回忌法要を済ませました。

私が愛媛に戻る決断をした理由のひとつは、故郷の素晴らしさを再認識したことです。認知症の始めた母と、脳梗塞の後遺症のため車椅子生活となった父を介護するため、仕事の合間に横浜と愛媛を往復して、次第にふるさととの良さに目覚めたのでした。母は、私が解雇される1年半前に亡くなり、父は解雇された1カ月後に亡くなり、かわいい娘がJALからそんなむごい仕打ちを受けたことを知らずに天に召されていったことは、ささやかな救いだったかもしれない。

て下さいました。すべて仏教の教えに基づいていることなので、そうです。

アペノミクスの恩恵(???)

を享受できない地方は、各地で過疎化が進み、シャッター通りが増え、雇用は非正規に簡単に解雇、景気はちっとも上向きになりません。何も知らされないまま、どんどん危ない方向に進んでいる日本を止めることができないでいます。私たちを育ててくれた故郷を守るためにも、気がついた人から、『傾ける耳、涙する目、差しのべる手』を持って(浜矩子さん講演より)、行動に移さないとはいけませんね。

移籍した派遣の仕事は相変わらず「ブラック」ですが、JALで培ってきた経験が非常に役に立っています。地方を活性化するために、愛媛在住の元JAL客室乗務員で、新しい会社も立ち上げました。現職復帰を目指すのはもちろんです。裁判では負けましたが、まだまだ諦めてはいけません。ですが、それと並行して、地方から元気を発信したい。それが愛媛に戻ってきた私たちに与えられた使命だと感じています。引き続きのご支援をお願いするとともに、平和で安心できる国を目指してともに頑張りましょう。

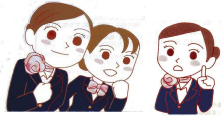
かもしれません。

菩提寺のお坊さんは私の裁判のことをいつも気にかけて下さり、日本の司法の墮落を憂いていらっしゃいました。そして、憲法は守らなくてはいけない、戦争をする国にしてはいけない、アメリカの言いなりになっではいけない、原発は止めなければいけない、と日頃私たちが思っていることをそのまま説いて

# JAL愛媛原告を支える会



## ニュース



発行：JAL不当解雇とたたかう愛媛原告を支える会  
連絡先：愛媛自治労連会館3F愛媛労連内  
松山市三番町8-10-2 Tel 089-945-4526

# 私共 応援します



## うたごえ通じて 連帯と支援の輪ひろげたい

愛媛合唱団 事務局長 藤原いつみ

私は33年前、正規職員として4年間勤めた私立保育園を、突然、勤務態度が悪いことを理由に「一年契約」を更新しないと解雇されました。職場復帰を願って「一年契約は無効」と地労委(現在の都道府県労働委員会)に「あっせんの申出」をしました。結果は、円満退職という形にはなりませんが、泣き寝入りせず、闘ったことで、その後保育士として自信と誇りをもって働くことができました。その時に支えてくれたのが愛媛合唱団他うたごえの仲間でした。

JALの不当解雇は、絶対に許せま

せん。JALの仲間は解雇されてから4年以上、当事者にしかわからない、健康面、生活や家族のことなど不安や悩みを抱えながら、闘い続けています。そんな思いに寄り添い、職場復帰できるまで、支援の輪を広げ支え続けなければと思います。

私たちがうたごえの仲間は、「3.1春を呼ぼうたごえの集い」の成功を力に、JAL支援の中から生まれた「あゝ空へ帰ろう」や新曲の「翼よ高く輝け」をいろいろな機会に歌いながら、今後とも歌を通して連帯し、支援の輪を広げていきたいと思っています。

## 全国いっせい 空港支店要請行動

# 6月9日 JAL松山支店要請

日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議では、2月の最高裁の上告不受理決定を受けて、JALと政府に解決を迫るとりくみの強化を図っていると伺います。きたる6月9日（火）には、全国いっせいに、JALの各空港支店に要請行動を行う予定です。

日本の空港一覧



愛媛原告を支える会でもこの取り組みに連帯し、6月9日午前11時から松山空港支店へ要請を行う予定です。

要請行動にご参加いただける労組・団体は、事前に事務局までご連絡ください。

(090-7306-9850 重見)

### 安全・安心の日本航空を築くために 整理解雇争議の早期解決を求める要請書(案)

私たちJAL愛媛原告を支える会は、貴社が2010年12月31日に整理解雇したパイロットと客室乗務員165名の解雇撤回と早期職場復帰を求め、原告団の運動を支持し、支援してきました。

貴社においては、整理解雇後人材の流出が続き、客室乗務員についてはすでに2000名を超える新人採用をしていると伺います。また、パイロットも不足をきたし、要員（訓練生）の新規採用や定年（60歳）後の再雇用の開始等を始めているとも聞いています。

会社都合で整理解雇をしておきながら、誰一人として職場復帰をさせることもなく大量の新人採用を実施している貴社の対応は、社会通念上許されるものではありません。

ILOも大量採用の一方で被解雇者を全く戻そうとしない貴社の対応に注目し、被解雇者の職場復帰を含めた「今後の人員計画について全ての労組との協議」を求める2次勧告を出していますが、いまだに解決に向けた労使交渉は開かれていません。

以上のような状況は、「不当解雇を撤回し被解雇者全員を職場に戻せ」という原告の主張にこそ大義があることを示すものであり、その確信は最高裁の決定を踏まえても揺らぐものではありません。

私たちは争議の早期解決を図り、貴社が全社一丸となって安全運航に取り組む万全な体制を築くことを願う立場から下記の通り要請します。

記

1. 不当解雇撤回、被解雇者全員の職場復帰など、本件解雇争議の早期解決に向けて、関係各労組及び原告団との労使交渉を早期に開始すること。
2. 労働組合敵視の労務政策をあらため労使関係の正常化を図ること。
3. 全社が一丸となって安全運航の確保に取り組む万全な体制を築くこと。

以上

8月12日 PM 6時～ 松山空港前宣伝